

《 自治会公民館等太陽光発電設備設置事業の概要 》

○事業の目的

地域での地球温暖化防止など、地球環境保全意識の高揚を図るとともに、環境にやさしいまちづくりを推進し、自然エネルギーの活用を積極的に支援することを目的として、自治会に対する太陽光発電事業を支援する。

また、町営の風力発電施設による売電収入を活用した『風のまちづくり』により、再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を図るため、自治会への太陽光発電設備の設置費用の一部を補助し、その売電収入による自治会の独自財源を長期間にわたり確保していただく。

○期待される事業の効果

- ・ 町内のエネルギー自給率をさらに高めることができる。

北条砂丘風力発電所 13,500kW

公共施設太陽光発電施設（北条小学校、由良こども園） 36kW

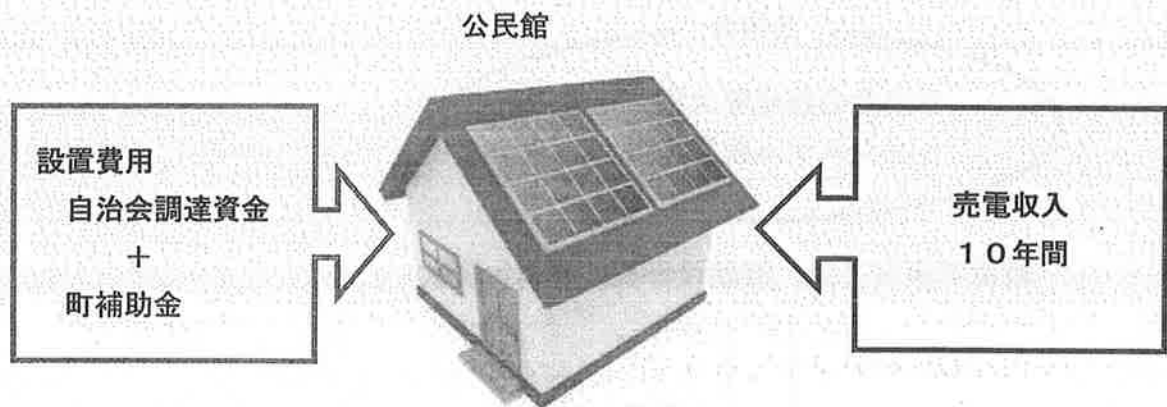
住宅用太陽光発電（H25年度末）245件 1,089kW

高千穂大規模太陽光発電所 750kW

自治会公民館等太陽光発電（平成26年10月末）12自治会 75kW

- ・ 再生可能エネルギーの活用について地域で主体的に取り組むことができる。

売電収入を独自の財源として長期間にわたって得ることができるので、どのように活用するか自治会で考え、取り組むことができる。



自治会調達資金 < 売電収入

- ・ 節電意識の高揚（節電すれば売電収入が増える）
- ・ 売電収入で地域独自の財源確保
- ・ 自治会単位でエネルギー活用について話し合うきっかけづくり

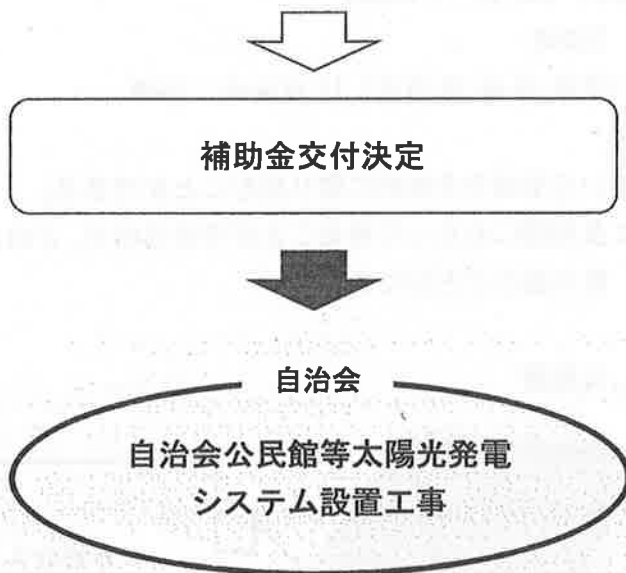
自治会公民館等太陽光発電システム設置費補助金について

自治会公民館等太陽光発電システム設置 補助金交付申請受付

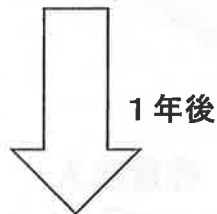
[補助金交付の条件等]

- ・ 太陽光発電システムの出力 10kW 未満
- ・ 太陽電池の保証期間が 10 年以上
- ・ 県内事業者が設置工事の施工を行う
- ・ 太陽光発電システムは未使用のもの
- ・ 補助金額は設置費用の 1/2 (上限額 150 万円) ただし平屋根等に架台が必要な場合は架台設置費用の 10/10 (上限額 50 万円) を加算

※平成 26 年度中 (～H27. 3. 31) に設置、補助金交付を希望される場合は、1 月中に交付申請書をご提出ください。



設置工事完了後、実績報告及び補助金請求



設置後 1 年間の対象システムの稼働状況等に関する報告を行っていただきます。

《 設置例 》

屋根置き 3.75kW 年間推定発電量 3,600~4,100kWh

売電収入（売電単価×年間推定発電量×10年）

H25年度 38円×3,600kWh×10年=1,368,000円

H26年度 37円×3,600kWh×10年=1,332,000円

H27年度 30円×3,600kWh×10年=1,080,000円（見込み）

設置費用 50万円×3.75kW=1,875,000円

（注1）設置費用単価はH25全国平均単価49.6万円を参考にしている。

町補助金（1/2）937,000円

自治会調達資金 938,000円

売電収入（H26年度）－設置費用（自治会調達資金）=394,000円

10年間の収益

設置費以外に必要な経費等

- ・パワーコンディショナー交換（10～15年）100,000円～150,000円
10年から15年経過すると変換効率が落ちてくるのでパネルで発電した電力を無駄にしないためには交換したほうがいい。価格については10年後さらに下がるものと思われる。
- ・売電メーター交換（10年毎）50,000円
10年後も売電するというのであれば、メーター交換は必要だが、自家消費と
いうことであれば必要ない。
- ・太陽光パネル撤去（20年以上）20万円前後
屋根から撤去する工事費とパネルの処分費を合わせた金額。
- ・法人税（国・県）
現在、国税庁に対し、自治会の太陽光発電システム設置による売電収入につ
いては法人税の課税対象としないよう要望している。

☆設置相談、自治会説明会などの開催について、住民生活課生活環境室にお問
い合わせください。